

平成 26 年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査(2)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

なお、福沢剛前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、田中ひでかつ監査委員および田代孝海監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 26 年 5 月 9 日から同年 6 月 3 日までの間において実日数 13 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。業務委託・補助金等については、所管課の履行確認が適切に行われているかに留意して監査を行った。施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査を行った。

さらに、準公金（区が職務上管理する必要があると認めた現金および預金）について、公金に準じた厳正な管理が行われているかに十分に留意して監査を行った。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、行政財産および物品の管理は適正か、それらが有効に活用されているか、歳入の確保に向けた取組が行われているか、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組

方針(平成22年1月27日付け21練総経第1029号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成24年6月26日付け24練総経第261号)」が遵守されているか。

ウ 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン(平成25年11月21日付け25練会第434号)」に基づいた管理が行われているか。準公金の管理に関するマニュアルや必要な帳簿類が整備されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育振興部

(ア) 教育総務課

(イ) 教育企画課

(ウ) 学務課

(エ) 施設給食課

(オ) 教育指導課

(カ) 学校教育支援センター(以下の施設を含む。)

・関教育相談室

(キ) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)

・平和台図書館

・関町図書館

イ こども家庭部

(ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)

・児童館3館

光が丘なかよし、三原台、東大泉

・学童クラブ13か所

三原台児童館、東大泉児童館、東大泉児童館第二、中村西小、北町西小、春日小、谷原小、北原小、大泉小、大泉第六小、大泉北小、早宮さくら、光が丘すずらん

(イ) 保育課(以下の施設を含む。)

・保育園14園

豊玉、春日町、春日町第二、早宮、田柄、田柄第二、光が丘、光が丘第三、光が丘第六、光が丘第七、旭町、上石神井、石神井町さくら、東大泉第二

(ウ) 保育計画調整課

(エ) 青少年課(以下の施設を含む。)

・青少年館2館

春日町、南大泉

(オ) 練馬子ども家庭支援センター(以下の施設を含む。)

・大泉子ども家庭支援センター(大泉ぴよぴよ)

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、一部の事務について不適切な事例が見られたので指導した。